

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年7月18日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市伏見区醍醐高畑町30番地13

有限会社三井水道

代表取締役 三井 茂行

2 変更事項（営業所の変更）

京都市伏見区醍醐上山口町32番地の42から京都市伏見区醍醐高畑町30番地13  
に変更

（上下水道局下水道部管理課）